

[事案 27-14] 遡及解約請求

・平成 27 年 8 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

解約請求書の不備について説明を受けていないことを理由に、解約申出時に遡及しての解約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 3 月に契約した連生終身保険について、以下の理由により、解約申出時に遡って解約したものとし、立て替えられた保険料を返金してほしい。

- (1)平成 22 年 6 月に解約書類を送付したが、解約処理がなされておらず、保険料立替が行われた後、平成 23 年 9 月に契約が失効していたことがわかった。
- (2)解約書類は不備のため返送したといわれたが、自分はその事実を確認できていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)完備された解約請求書の到着をもって契約者の解約の意思表示と判断しており、これは合理性がある取扱いと考えている。
- (2)本件については、解約請求書に不備があったため申立人へ返送した後、保険会社から申立人に対し何度も連絡を試みたが連絡が取れず、解約請求書の再提出もなかったため、保険契約を有効に継続させるため約款に沿って保険料の立替を行ったものであり、平成 22 年 6 月に解約申出を受けた以後の対応に問題はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、申立人の解約意思が平成 22 年 6 月に確定的であったと考えられる本件固有の事情を考慮した和解案の提示があり、当審査会も妥当と判断のうえ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。